

メタバース活用に関する調査分析及び実証実験業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

新型コロナウイルス感染症拡大によりデジタルでのコミュニケーションへの関心が高まり、生活の一部となりつつある。メタバースの活用についても教育や医療分野など様々な分野で活用されている一方、メタバース空間の評価は利用者によって様々であり、将来性については予測が難しいツールとなっている。

本業務では、本市が抱える地域課題について、メタバースの利活用によりその解決を促進する分野や方法を調査検討し、市としてのメタバース活用にかかる方向性やあるべき姿を整理するとともにその実現に向けた課題抽出や実現可能性の検証のため、実証実験を実施する。

2 契約の概要

業務の内容は、別添「仕様書（以下、「メタバース活用に関する調査分析及び実証実験業務委託仕様書」という）のとおり。

3 提案限度額

17,000,000円（消費税込み）

4 応募者の要件

(1) 応募者

ア 応募者

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで応募する場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとし、代表事業者を除く構成員は、別に定める委任状を提出してください。

イ 参加資格

単独事業者又はグループは、5 参加資格要件を満たす者であること。

ウ グループの構成員

(ア) 応募書類の受付後は、原則として構成員の変更（及び追加）は認めないものとする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

(イ) 構成員は、本業務に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないも

とする。

5 参加資格要件

(1) 単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認めます。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出してください。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

キ 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

平成30年4月以降、官公庁民間の発注問わず以下のいずれかの業務で、元請としての履行実績を有する者であること。

・1件当たりの税込金額300万円以上のメタバースの活用を含む調査分析業務

※業務の一部でも可

・1件当たりの税込金額500万円以上のメタバースに関する空間構築運営業務

(2) グループ

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 代表事業者を含むグループの構成員（以下、「構成員」という。）は、5（1）アからカの要件を満たすこと。

イ 代表事業者はキの要件を満たすこと。

6 選考日程

(1) 全体スケジュール

6月5日（月）	業者選定審査会による方式の決定
6月6日（火）	事業実施の公告、公表、公募の開始 業務説明資料等の交付開始
6月19日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限 ※午後5時まで
6月20日（火）	参加資格確認通知書の送付
6月23日（金）	質問の回答期限 ※午後5時まで
6月28日（水）	提案書等提出期限 ※午後5時まで
7月4日（火）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
7月5日（水）	選考結果の通知 最優秀提案者との仕様書協議開始
7月24日（月）	業者選定審査会による業者の決定
8月2日（水）	見積徴取及び契約締結

(2) 選考委員会ヒアリング

- ア 日時 令和5年7月4日（火） 午前9時～正午のうち指定する30分間
- イ 場所 豊田市役所 東73会議室（東庁舎7階）
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき、1社30分（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。なお出席人数は3名以内とする。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・社会情勢によりヒアリング方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

7 選考委員

委員長	企画政策部	副部長	都築	和夫
委員	学識経験者		大澤	正彦（日本大学文理学部情報科学科准教授）
	学識経験者		加藤	武志（中京大学現代社会学部非常勤講師）
	総務部	情報戦略課長	梅村	靖之
	未来都市推進課	副課長	長島	奈緒

8 提案書等の提出書類

A4サイズ両面5枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）する。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（1）企業実績

平成30年4月以降発注の以下の全ての業務で元請としての履行実績一覧

（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

- ・メタバースの活用を含む調査分析業務 ※業務の一部でも可
- ・メタバースに関する空間構築運営業務

ただし、グループの場合は、代表事業者の実績のみ記載

（2）業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績

（3）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（4）本業務への提案や意見

別紙「仕様書」を参考に提案・意見内容は自由とするが、以下の項目に関する事項を記載すること。

- ア 課題抽出や調査分析の手法
- イ 関係者との連携の方法
- ウ メタバース空間の構築・運営・PRの方法
- エ 成果物として作成される将来ビジョンのイメージや内容

（5）見積書及び積算内訳書

（6）工程計画

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選考する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務実績、経歴等（24点）

（ア）企業実績（8点）

（イ）配置予定者の経験及び能力（16点）

イ 業務実施計画等（76点）

（ア）業務体制（20点）

（イ）業務実施方針（40点）

（ウ）工程計画（8点）

（エ）価格（8点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は原則として認めないものとする。

(4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 企画政策部未来都市推進課 担当 中村・播磨（南庁舎4階）

電話 0565-34-6982（直通） FAX 0565-32-3794

E-mail : hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>1 資本関係</p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合 (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>2 人的関係</p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） エ 組合の理事 オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者 (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

令和 年 月 日

委任状

グループ構成員
所在地
商号又は名称
代表者氏名

グループ構成員
所在地
商号又は名称
代表者氏名

グループ構成員
所在地
商号又は名称
代表者氏名

私達は、下記の者に「メタバース活用に関する調査分析及び実証実験業務委託」に関する次の権限を委任します。

記
代表事業者（代理人）
所在地
商号又は名称
代表者氏名

委任事項

- 1 応募書類等の提出に関すること
- 2 市との連絡調整等に関すること
- 3 契約等の手続に関すること

注：1 グループ構成員の欄が不足する場合は、複写のうえ連続して記入すること。（複数頁可）

注：2 グループ構成等の事情を考慮し、1頁に1構成員の記名とすることは可とする。ただし、代表事業者はすべてに記名すること。